

# 岐阜県公報

号 外 (三) 平 成 二 十 四 年 十 二 月 二 十 八 日

## 目 次

### 規 則

岐阜県みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則 (畜産課) 三  
岐阜県養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則 (同) 一

## 規 則

岐阜県みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十三号

岐阜県みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県みつばち転飼条例施行規則(昭和三十一年岐阜県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

岐阜県蜜蜂転飼条例施行規則

第一条中「岐阜県みつばち転飼条例」を「岐阜県蜜蜂転飼条例」に改め、「の各号」を削り、「みつばち」の「を」を「蜜蜂」に改める。

第三条中「養ほう業者」を「養蜂業者」に改める。

第四条を削る。

別記様式第一号から別記様式第三号までを次のように改める。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

平成二十四年十二月二十八日

様式第1号 (第1条関係)

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

農林事務所長 様

住所

電話番号

氏名又は名称及び代表者氏名

㊞

下記のとおり転飼したいので、岐阜県蜜蜂転飼条例第2条第1項の規定により申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者住所氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	蜜源	飼育者住所氏名
			月 月 日から 日まで		
			月 月 日から 日まで		
			月 月 日から 日まで		
			月 月 日から 日まで		

- 備考(1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。  
 (2) 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号が望ましい。  
 (3) 転飼しようとする場所は、字、番地まで記入すること。

様式第2号 (第1条関係)

年 月 日

様

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

㊞

土地使用承諾書

以下の私の所有の土地を、下記の期間蜜蜂の飼育場所として使用することを承諾します。

使用を承諾する土地の所在地	使用を承諾する期間
	年 月 日から 年 月 日まで

- 備考(1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。  
 (2) 使用を承諾する土地の所在地は、字、番地まで記入すること。

様式第3号(第2条関係)

年	第	蜜	蜂	飼	育	許	可	証
住	所							
氏名又は氏名及び代表者氏名	称							
蜂	群	数						
転	飼	の	場	所	都	市	町	村
転	飼	の	期	間	年	月	日	から
そ	の	他	の	条	件	年 月 日まで		
農林事務所 印								

別記様式第四号を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県みつばち飼育条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により交付されている許可証は、この規則による改正後の岐阜県蜜蜂飼育条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定により交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている用紙(以下「用紙」という。)がある場合においては、新規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

岐阜県養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十四号

岐阜県養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県養ほう振興法施行細則(昭和三十一年岐阜県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県養蜂振興法施行細則

第一条中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「養ほう振興法施行規則」を「養蜂振興法施行規則」に改める。

第二条第一項中「同条第二項」を「第三項」に、「みつばち飼育届(別記第一号様式)又はみつばち飼育届出事項変更届(別記第二号様式)を提出しなければならない」を「蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届(別記第一号様式)によるものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 施行規則第一条第二項第三号に規定する知事が認める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 反復利用が可能な蜂房を利用しないで蜜蜂を飼育し、蜂産品を採取しない場合
- 二 反復利用が可能な蜂房を利用しないで蜜蜂を飼育し、自家消費を目的に蜂産品を採取する場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、知事が必要がないと認める場合

第三条第一項中「別記第三号様式」を「別記第二号様式」に改め、同条第二項中「別記第四号様式」を「別記第三号様式」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

第五条 法第九条第二項の規定による職員的身分証明書は、別記第四号様式のとおりとする。

別記第一号様式から別記第四号様式までを次のように改める。

第1号様式 (第2条関係)

養蜂 [飼育変更] 届 年 月 日

農林事務所長 様

住所  
電話番号  
氏名又は名称及び代表者氏名 (印)

養蜂振興法第3条 [第1項 第3項] の規定により下記のとおり蜜蜂 [飼育変更] 届を提出します。

記

1. 年 月 日現在の蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数	備考

2. 年蜜蜂飼育計画

飼育場所	飼育予定最大蜂群数	蜜源	飼育期間
			1月1日から 月 日まで
			月 日から 月 日まで
			月 日から 月 日まで
			月 日から12月31日まで

3. 変更の内容及び事由 (飼育変更届の場合)

備考(1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。  
 (2) 飼育計画は、1月1日 (又は飼育開始日) から12月31日までの期間について記入すること。  
 (3) 飼育場所は、字、番地まで記入すること。  
 (4) 1月1日に飼育していない場合でも、当該年に飼育を計画している場合は、1欄に0群とし、2欄に年間の飼育計画を記入すること。  
 (5) 飼育計画においては、その期間の飼育予定最大蜂群数を記入すること。  
 (6) 飼育変更届の場合は、変更の内容及び事由を記入すること。

第2号様式 (第3条関係)

蜜蜂転飼許可申請書 年 月 日

農林事務所長 様

住所  
電話番号  
氏名又は名称及び代表者氏名 (印)

下記のとおり転飼したいので、養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

記

転飼しようとする場所	左の土地所有者氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	蜜源	飼育者住所氏名
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		

備考(1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。  
 (2) 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号が望ましい。  
 (3) 転飼しようとする場所は、字、番地まで記入すること。

第3号様式 (第3条関係)

年 月 日

様

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

⑬

土地使用承諾書

以下の私の所有の土地を、下記の期間蜜蜂の飼育場所として使用することを承諾します。

使用を承諾する土地の所在地	使用を承諾する期間
	年 月 日から 年 月 日まで

備考(1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(2) 使用を承諾する土地の所在地は、字、番地まで記入すること。

第4号様式 (第5条関係)

(表)

<p>養蜂振興法第九条第一項の規定により 立入検査をする職員の身分証明書</p>	<p>(罰則) 第十三条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の罰金に処する。</p>
--	--

(裏)

<p>養蜂振興法(抄) (報告及び立入検査) 第九条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に 関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、 事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の 状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、 若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身 分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければ ならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査 のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">写 真</td> <td style="text-align: center;">第 号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">写真のサイズは 縦3センチメートル、 横2.5センチメートル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td style="text-align: center;">職名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生年月日</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">岐阜県知事</p> <p style="text-align: center;">印</p>	写 真	第 号	写真のサイズは 縦3センチメートル、 横2.5センチメートル		氏名	職名	生年月日	
写 真	第 号								
写真のサイズは 縦3センチメートル、 横2.5センチメートル									
氏名	職名								
生年月日									

備考 用紙の大きさは、縦9センチメートル、横12センチメートルとし、中央点線で二つ折りとすること。

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県養蜂振興法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県養蜂振興法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

平成二十四年十二月二十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社